

ID: 116

担当部署: 人権推進課

| | | | |
|---|-----------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 利用の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町集会所条例 第7条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第111号 | | |
| 【根拠条文】 | | | |
| (利用の許可) | | | |
| 第7条 施設の利用を希望する者は、集落代表者に利用申込みを行い、許可を受けなければならない。ただし、町が利用する場合は、この限りでない。 | | | |
| 2 利用者は、施設の利用に当たっては、集落代表者の指示に従い、善良な管理のもとに利用しなければならない。 | | | |
| 3 利用者が施設に損傷その他の損害を与えたときは、その損害額相当の金額を集落代表者に支払わなければならない。 | | | |
| 4 利用時間は、原則として午前7時から午後10時までの間とする。ただし、集落代表者が必要と認めたときは、この限りでない。 | | | |
| 【基準】 | | | |
| 根拠条文、第6条、第8条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 | | | |
| (利用者の範囲) | | | |
| 第6条 施設の利用者の範囲は、当該集落に居住する者とする。ただし、集落代表者が適当と認めた場合は、当該集落以外の者に利用させることができる。 | | | |
| (利用の制限) | | | |
| 第8条 集落代表者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設の利用を許可しない。 | | | |
| (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 | | | |
| (2) その他不適当と認められる者 | | | |
| (公の施設の利用における措置) | | | |
| 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成26年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |